

明日から実践、事例を用いた研修を実施

第三者行為求償事務担当者研修会



第三者行為求償事務者研修会は7月9日（木）、府国保連合会で開かれ、22保険者より約30名が参加した。

開会にあたり、本会中森事務局次長は、求償事務処理は医療費適正化及び国保財政の健全化を図る上で重要であるため、本研修会を実りの多いものとし、今後の業務に活用して欲しいと挨拶した。

岩永府医療保険課国保担当主任は「国民健康保険における第三者行為求償事務」と題して、法的理念と経理上の取り扱い等について、本会小東保健事業課求償係長は国保連合会における求償事務として、第三者行為求償事務の基本的なことからその支援について説明した。

損害保険料率算出機構京都自賠責損害調査事務所の松井所長は「交通事故における損害賠償請求について」と題して講演、具体的事例を示しながら自賠責保険を中心とした仕組みを解説した。

参加者からは「具体例を用いて説明があったのでわかりやすく今後の事務で実行していきたい」などの声が聞かれた。



講演をする松井所長



講演を聞く参加者の様子